

資料 4

いわて沿岸広域 新規就農 PR 動画作成業務

# 企画提案書審査要領

令和 8 年 4 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて沿岸広域 新規就農PR動画作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、「いわて沿岸広域 新規就農PR動画作成業務」企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価評点を行う。
- (3) (2)の評点に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付け、委員会で合計した順位の総得点により順位を付けて、県に報告する。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議のうえ、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者であった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと思われる場合（著しく仕様を逸脱している場合など）には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (6) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

### 3 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

| 審査項目                  | 審査の観点  | 配点          |
|-----------------------|--|-------------|
| 1 全般                  |  | <b>【20】</b> |
|                       | 本業務の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。      |             |
| 2 企画・構成               |  | <b>【40】</b> |
| ① 沿岸広域振興圏の農業・魅力 PR 動画 | ・県内外向けに魅力を効果的に発信する内容となっているか。                 | 20          |
| ② 新規就農者等のインタビュー動画     | ・農業に従事しながら、沿岸地域の生活を楽しむ暮らしを効果的に発信する内容となっているか。 | 20          |
| 3 業務遂行能力関係            |  | <b>【40】</b> |
| ① 業務遂行能力              | ・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか、業務実績は良好か。             | 10          |
| ② 業務実績                | ・本業務に類似する業務の受注実績はあるか、若しくは特筆すべき業務成果はあるか。      | 10          |
| ③ スケジュール              | ・実施スケジュールは妥当なものと認められるか。<br>・進行管理体制は適切か。      | 10          |
| ④ 積算内訳                | ・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。            | 10          |
| <b>合 計</b>            |  | <b>100</b>  |

#### 【採点基準】

| 評価区分             | 点数 |    |
|------------------|----|----|
| 非常に優れている         | 10 | 20 |
| 優れている            | 8  | 16 |
| 問題はない（中位点）       | 6  | 12 |
| やや問題がある（一部修正が必要） | 4  | 8  |
| 問題がある（大幅な修正が必要）  | 2  | 4  |
| 採用できない           | 0  | 0  |